



問合せ先

第八管区海上保安本部  
 広報・地域連携室 大戸・田中・坪内  
 TEL 0773-76-4100  
 (内線 2111・2117・2118)

平成30年12月27日  
 第八管区海上保安本部

## 平成30年「8管トピックスTOP10」が決まりました！

～ アンケートにご協力いただきありがとうございました ～

第八管区海上保安本部では、この一年間に管内で起きた主な出来事（8管トピックス）の中から印象に残っているものについて、一般の皆様及び管内職員を対象にアンケート調査を行った結果、次の上位10項目が「**8管トピックスTOP10**」に決まりましたので、お知らせいたします。

### 平成30年「8管トピックスTOP10」(総合結果)

順位	トピックス	得票数
1	日本海に木造船が漂流・漂着	339
2	京都府、兵庫県北部、鳥取県に大雨特別警報が発令	306
3	海上保安制度創設70周年記念式典を挙行	300
4	巡視船いさづ配属	266
5	台風が相次ぎ上陸	265
6	福井県嶺北を中心に豪雪被害	223
7	平成最後のJCGフェスタを開催	212
8	美保基地機動救難士の出動が1000件を達成	206
9	灯台150周年記念式典	204
10	八管カードを作製	181

- ・アンケート回答者数 768名（一般172名、職員596名）
- ・期間 11/29～12/10
- ・8管トピックスTOP10は第八管区海上保安本部ホームページにて紹介しています。  
<http://www.kaiho.mlit.go.jp/08kanku/>

【回答者別アンケート結果】

平成30年「8管トピックスTOP10」(一般結果)

順位	トピックス	得票数
1	台風が相次ぎ上陸	102
2	日本海に木造船が漂流・漂着	97
3	京都府、兵庫県北部、鳥取県に大雨特別警報が発令	96
4	福井県嶺北を中心に豪雪被害	87
5	平成最後のJCGフェスタを開催	70
6	舞鶴市金ヶ岬沖合で釣り人2名が行方不明	67
7	灯台150周年記念	57
8	海上保安制度創設70周年記念式典を挙げる	56
9	さざえ・あわび等の密漁者、本年も多数検挙	51
10	巡視船いさづ配属	50

平成30年「8管トピックスTOP10」(職員結果)

順位	トピックス	得票数
1	海上保安制度創設70周年記念式典を挙げる	244
2	日本海に木造船が漂流・漂着	242
3	巡視船いさづ配属	216
4	京都府、兵庫県北部、鳥取県に大雨特別警報が発令	210
5	美保基地機動救難士の出動が1000件を達成	172
6	NOWPAP 油防除合同訓練を実施	164
7	台風が相次ぎ上陸	163
8	美保航空基地創設40周年	154
9	灯台150周年記念	147
10	八管内各地で非常投浮が普及	142
10	平成最後のJCGフェスタを開催	142

# 平成30年「8管トピックスTOP10」

8管トピックスTOP10が決まりました！アンケートにご協力いただきありがとうございました。



## 1位 日本海に木造船が漂流・漂着

日本海の沖合や沿岸に木造船が漂流・漂着しました。八管区の海域では、平成30年1月から舞鶴、福井、香住、隠岐北方海域の各地で確認されました。



## 2位 京都府、兵庫県北部、鳥取県に大雨特別警報が発表

平成30年7月6日、京都府、兵庫県北部、鳥取県に大雨特別警報が発表され、各地で被害が発生しました。当管区の所属巡視艇、航空機等も対応にあたりました。



## 3位 海上保安制度創設70周年記念式典を挙行

平成30年6月24日、海上保安制度創設70周年記念式典が挙行され、巡視船おきを舞鶴市で初めて一般公開しました。



## 4位 巡視船いさづ配属

平成30年9月4日、舞鶴海上保安部に巡視船いさづが配属されました。いさづは海上保安学校学生への実習を主な任務としています。



## 5位 台風が相次ぎ上陸

平成30年7月から10月にかけて、台風が相次ぎ上陸しました。管内でもコンテナの流出や貨物船が定置網に乗り揚げる等影響が出ました。



## 6位 福井県嶺北を中心に豪雪被害

平成30年2月、発達した低気圧が福井県を中心に記録的な大雪をもたらし、福井市では昭和56年の豪雪以来37年振りに積雪が140センチを超えました。八管区でも、本部、敦賀保安部に大雪災害対策室を設置しました。



## 7位 平成最後のJCGフェスタを開催

平成30年10月20日、舞鶴港内外にて平成最後となるJCGフェスタを開催しました。巡視船だいせんによる体験航海、関係機関との展示訓練等を実施し、1248名の方々に海上保安思想の普及・地域住民等に対する当庁業務への理解の促進を図ることができました。



## 8位 美保基地機動救難士の出動が1000件を達成

平成30年8月7日をもって美保航空基地機動救難士の累計出動件数が1000件を達成しました。機動救難士は平成16年4月に配置されて以降、様々な現場で活躍しています。



## 9位 灯台150周年記念式典

平成30年11月3日、灯台150周年記念式典及び祝賀会を開催しました。式典では、多年にわたり灯台等の灯火を監視していただいた「灯火監視協力者」に対し、本部長から感謝状を贈呈しました。



## 10位 八管カードを作製

平成30年3月、海上保安制度創設70周年を記念し、八管カードを作製しました。各地イベントでの配布、プレゼント企画などを実施し、海上保安思想の普及に繋がりました。





問合せ先

第八管区海上保安本部  
 広報・地域連携室 大戸・田中・坪内  
 TEL 0773-76-4100  
 (内線 2111・2117・2118)

平成30年12月27日  
 第八管区海上保安本部

## 1月18日は「118番の日」です

～ 海の「もしも」は118番 ～

海上保安庁では、平成23年から毎年1月18日を「118番の日」とし、「118番」の重要性をより一層、多くの方々に理解してもらうため、全国で周知活動を行ってきました。

「118番の日」は、来年で9回目を迎えますが、まだ十分に浸透しているとは言えない状況です。

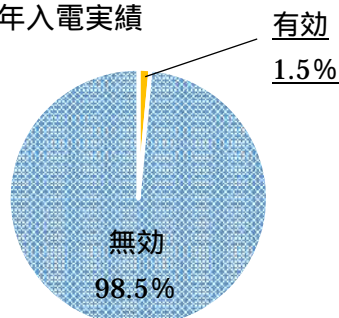
第八管区海上保安本部では、引き続き管内で街頭等での活動をとおして周知を行ってまいります。

### 1 八管本部における「118番」入電実績(年間)

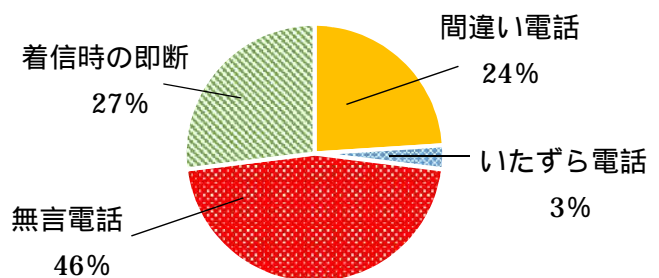
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
通報総件数	15,724	16,708	20,563	17,053	19,901	18,178	18,965	19,466
有効通報件数	265 (1.7%)	282 (1.7%)	289 (1.4%)	297 (1.7%)	296 (1.5%)	321 (1.8%)	356 (1.9%)	292 (1.5%)

( ):平成30年1月1日～平成30年11月30日の件数(速報値)

平成30年入電実績



無効通報の内訳



【参考:110番、119番の入電実績(平成29年)】

京都府警 通報総件数 266,533 件中有効通報件数 228,303 件(86%)



舞鶴市消防 通報総件数 5,287 件中有効通報件数 3,945 件(75%)

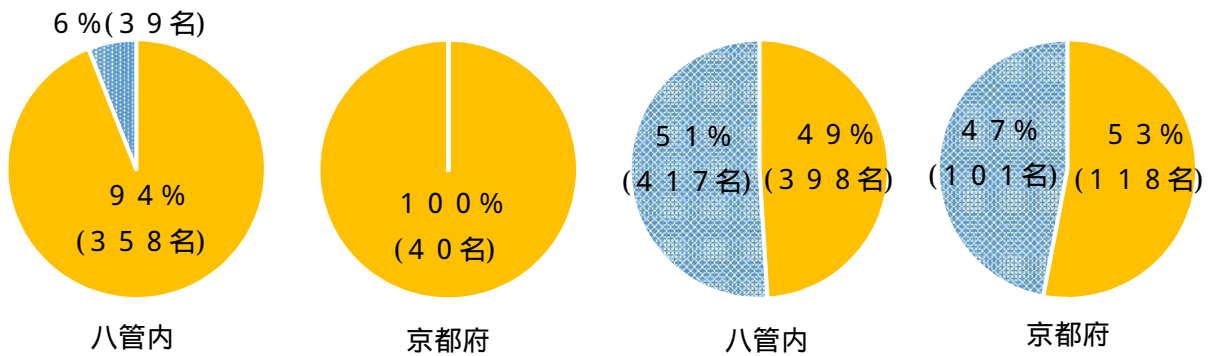
## 2 「118番」の認知度(平成30年1月、八管内にて調査を実施)

(1) 海事関係者(397名)

(2) 一般市民(815名)

(漁業関係者・港湾関係者・マリーナ利用者)

知っている   
知らない 



## 3 京都府内における「118番」通報対応事例

(緊急通報位置情報通知システムが活用された事例)

(1)平成30年4月1日、事故者2名は京都府舞鶴市竜宮浜からミニボートに乗って出港したところ、午前9時に沖合約1500メートルの海上において、打ち寄せる波により浸水し、航行不能となったことから、118番にて海上保安庁に救助を要請した。通報を受けた舞鶴海上保安部が巡視艇あおいを現場に急行し、午前9時55分に事故者2名の救助及び船体の引揚、回収を行った。



(2)平成30年6月26日、事故者3名(A~C)はレンタルボート店から手漕ぎボート2隻を借受け、京都府宮津市由良海岸を出港した。午前11時30分頃、沖合い約1600メートルの海上において、荒天等に見舞われ、帰還不能となったことから、レンタルボート店主(D)に救助要請の連絡をした。Dは自店の手漕ぎボートにより救助に向かったが、A~Cが借受けた2隻のうち1隻が転覆状態となっていたことに加え、自身も帰還不能となったことから118番にて海上保安庁に救助を要請した。通報を受けた舞鶴海上保安部及び宮津海上保安署の巡視艇等が現場に急行し、事故者4名の救助及び事故船舶3隻の引揚、回収、曳航を行った。



## 【参考】

### 1. 「118番」「118番の日」とは

海上保安庁緊急通報用電話番号「118番」は、海難や悪質・巧妙化する密輸・密航等の事犯に迅速かつ的確に対応するため、平成12年5月1日から導入されたものです。

また、海上保安庁では平成22年度から毎年1月18日を「118番の日」とし、「118番」の重要性をより一層、多くの方々に理解してもらうため、全国で周知活動を行っています。

### 2. 緊急通報位置情報通知システム

平成19年4月からは、「118番」通報時に音声通報と合わせて位置情報通知を受信し、電子地図上に表示させて通報者の所在位置を迅速に把握する「緊急通報位置情報通知システム」を導入しています。



【問合せ先】  
 第八管区海上保安本部  
 警備救難部刑事課長  
 井端 立夫  
 0773-76-4100 (内線 3170)

平成30年12月27日  
 第八管区海上保安本部

## 平成30年における海上犯罪取締りの状況（速報値）

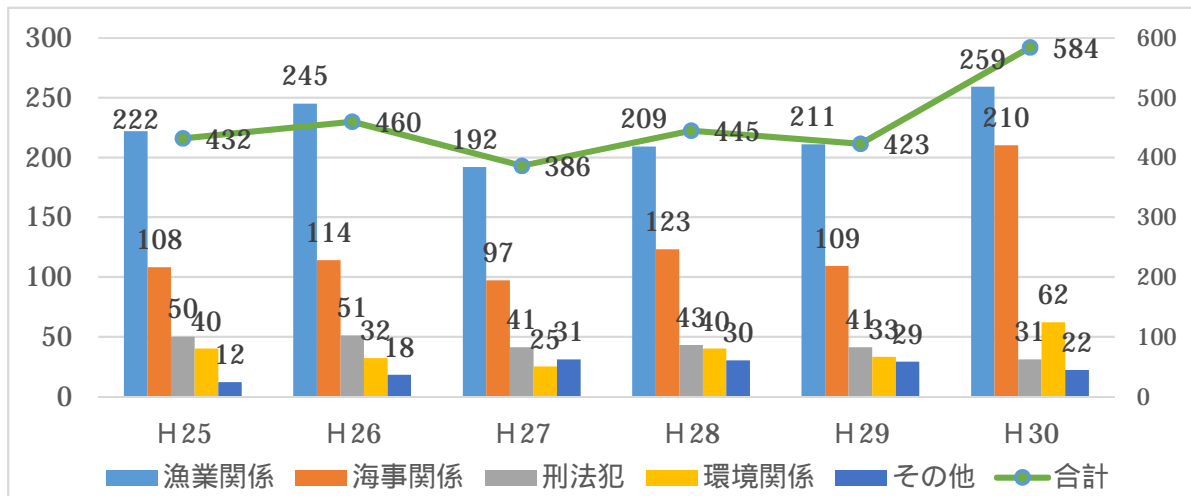
平成30年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は584件（前年比161件増）

密漁等の「漁業関係法令違反」及び船舶の無検査運航等の「海事関係法令違反」の合計が全体の八割を占める状況

例年と比べ、海事関係、環境関係事犯の送致件数が多い

本日現在の速報値であり、数値は多少増減する可能性があります。

### 1 年別 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
H30	259(44%)	210(36%)	31(5%)	62(11%)	22(4%)	584
H29	211(50%)	109(26%)	41(9%)	33(8%)	29(7%)	423
H28	209(47%)	123(27%)	43(10%)	40(9%)	30(7%)	445
H27	192(50%)	97(25%)	41(11%)	25(6%)	31(8%)	386
H26	245(53%)	114(25%)	51(11%)	32(7%)	18(4%)	460

その他：電波法、遊漁船業の適正化に関する法律等

## 2 法令別送致状況

### (1) 漁業関係法令違反

密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は 259 件（前年比 48 件増）  
密漁事犯のうち、さざえ、あわび等の沿岸密漁事犯が 255 件を占める。

【事例 1】平成 30 年 8 月、密漁パトロール中の宮津海上保安署員はウェットスーツを着用し、簡易潜水器（空気ボンベ等）を使ってさざえ等を不法に採捕する男性（兵庫県在住・非漁民）を確認し、共犯の同行者とともに入漁法違反等で検挙しました。

不法採捕物  
(さざえ 132 個 15.68kg)  
(あわび 5 個 1.38kg)



( )漁業者からの要請を受け、これらの取締りを実施する等<sup>(1)</sup>密漁の防止に努めておりますが、各府県の沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し資源保護に努めている中、漁業者では無い一般の方がレジャー感覚で密漁をする事案が後を絶たない状況にあります。

### (2) 海事関係法令違反

海事関係法令違反の送致件数は 210 件（前年比 101 件増）

海事関係法令違反のうち、

- ・ 船舶の検査を行っていない等の「船舶安全法違反」が 57 件
- ・ 無資格の者に船舶を運航させる等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」が 19 件
- ・ 船員の雇入れ成立の届出を行っていない等の「船員法違反」が 94 件を占める。

【事例 2】平成 29 年 7 月、水上オートバイが消波ブロックに衝突し、同乗者 1 名が負傷（骨折・全治 6 ヶ月）する事故が発生。境海上保安部が捜査した結果、無資格の操船者が無謀な運転を行っており重大な過失が認められたことから重過失傷害及び船舶職員及び小型船舶操縦者法違反で検挙しました。



( )海上という環境の特殊性から、無免許、無検査等による船舶の運航は重大な事故に繋がる可能性があります。

### (3) 刑法犯

刑法犯の送致件数は 31 件（前年比 10 件減）

刑法犯のうち、船舶同士の衝突等の「業務上過失往来危険」が 23 件を占める。

【事例 3】平成 30 年 6 月遊漁船とミニボートが衝突、ミニボートが損壊し、ミニボート船長が負傷する事故が発生、福井海上保安署による捜査の結果、業務上過失往来危険等で検挙しました。



（ ）船長は見張りの常時徹底等、自船および乗船者安全を確保する義務があります。これは無検査、無資格で運航できるミニボートであっても同様です。

### (4) 環境関係法令違反

環境関係法令違反の送致件数は 62 件（前年比 29 件増）

環境関係法令違反の内訳は、

- ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」が 32 件
- ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」が 30 件

を占める。

【事例 4】平成 30 年 6 月、パトロール中に漁港海底に沈むさざえ殻を発見した境海上保安部捜査官が張込を実施し、付近で民宿を営む男性による投棄を確認、捜査により過去数年にわたる投棄の事実をつきとめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。



（ ）当管区でも海洋環境の保全啓発に努めておりますが、安易な気持ちで海岸や海にゴミを投棄する一般の方が依然として存在している状況から、これら不法行為者の取締りを実施しております。

#### (5) その他法令違反

その他法令違反の送致件数は 22 件（前年比 7 件減）

その他法令違反のうち、

- ・ 無登録の遊漁船業営業等の「遊漁船業の適正化に関する法律違反」が 5 件
- ・ 船舶での無線局の不法開設等の「電波法違反」が 4 件を占める。

( )遊漁船の無登録営業は、正式に許可を得た遊漁船業者の方の生活の糧を奪うだけでなく、不十分な管理・安全体制での運航から重大な事故に繋がる危険性があります。

#### 3 今後の取り組み

例年、漁業関係、海事関係法令違反が多い状況が続いておりますが、本年は環境関係法令の違反も多い状況が見られました。

第八管区海上保安本部は、引き続き、関係機関と連携し指導・啓発に努めるとともに、航空機による広域監視や立入検査の徹底等、厳正な監視・取締りを実施して、地域の安全、安心に寄与するべく務めてまいります。

#### 4 添付物

( 1 ) やめよう密漁！守ろう海のきまり！（敦賀海上保安部 HP） 1 葉

# 漁業者以外の方がさざえ・あわび等を採捕すると...

いわゆる『密漁』と言われる行為に該当することとなり、法令により罰せられます。

漁業者以外の方(一般の方)がさざえ・あわび等を採捕すれば...

## 漁業法違反(漁業権の侵害)

漁業権又は漁業協同組合の組合員の漁業を営む権利を侵害した者は20万円以下の罰金に処する。(漁業法第143条第1項)



福井県内のほぼ全ての海域に漁業権が設定されているよ。

漁業者が大切に育成しているから採ったらダメだよ。

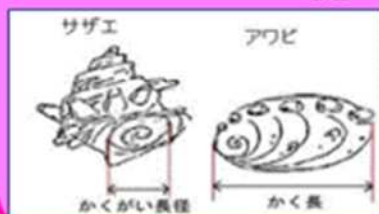


採捕物の大きさ、採捕時期、使用漁具によっては...

## 福井県漁業調整規則違反

### 体長等の制限(第37条)

さざえ  
(かくがい(へた)の長径2.5cm以下のもの)  
あわび  
(かく長(長径)10cm以下のもの) など



### 禁止期間(第35条)

【禁止期間】  
さざえ：4月1日～5月31日  
あわび：9月15日～11月15日 など



漁業者もこの期間中は漁が出来ないんだよ。

### 漁具漁法の制限(第48条)



簡易潜水器などを使ってはダメだよ



詳しくは福井県農林水産部水産課ホームページで確認してください。

<http://info.pref.fukui.jp/suisan/rfmrn/umi/rule/index.html>



**【問合せ先】**

第八管区海上保安本部  
交通部安全対策課 北見・竹内  
電話 0773-76-4100 (内線 2640・2641)

平成 30 年 12 月 27 日

第八管区海上保安本部

## 平成 30 年における海難発生状況 (12 月 25 日現在速報値)

### ～人身海難の死者・行方不明者数、過去 5 年間で最少～

- 船舶海難隻数：168 隻、死者・行方不明者数：2 人
  - 船舶事故隻数 94 隻のほか、インシデント 74 隻
- ◇ 船舶海難の特徴
  - プレジャーボートによる船舶事故 50 隻が船舶事故全体の 5 割
  - 若狭湾海域での船舶事故は、プレジャーボート事故が 6 割、漁船事故が 1 割未満
  - 山陰海域での船舶事故は、プレジャーボート事故が 3 割、漁船事故が 5 割
  - ミニボートによる船舶事故は過去 5 年間で最多の 13 隻のほか、インシデント 4 隻
- 人身海難人数：179 人、死者・行方不明者数：59 人
  - 人身事故 99 人のほか、その他の人身に係るトラブル 80 人
- ◇ 人身海難の特徴
  - 死者・行方不明者数は過去 5 年間で最少の 59 人
  - マリンレジャー活動に伴う人身事故では、遊泳中や釣り中の事故が多い
  - 若狭湾海域での人身事故は、マリンレジャー活動に伴う事故が 6 割
  - 山陰海域での人身事故は、マリンレジャー活動以外の事故が 6 割

- ★「プレジャーボート等」とは、プレジャーボート（モーターボート、ヨット、水上オートバイ等）及び遊漁船をいいます。
- ★「運航不能」とは、船舶の運航に必要な設備の故障等により、航行に支障が生じたことをいいます。
- ★「インシデント」とは、船舶の運航に関連した損害又は具体的な危険が生じなかった海難をいいます。
- ★「マリンレジャー活動」とは、海水浴、釣り、潮干狩り、サーフィン、ボードセーリング、スキューバダイビング等の海浜における余暇活動及びプレジャーボート等による遊走等をいいます。
- ★「その他の人身に係るトラブル」とは、海上又は海中における活動中に死傷者（自殺、病気を除く）が発生しなかった海難をいいます。

【参考】

民間救助機関のみによる救助隻数を除いた船舶事故及びインシデント隻数（昨年までの計上方法）の合計は144隻です。（民間救助機関のみにより救助した事故を除く）

表 過去5年間における船舶事故及びインシデント隻数等の推移

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
船舶	海難隻数（隻）	132	133	138	125	125	144
	死者・行方不明者（人）	4	5	4	10	0	2
人身	海難者数（人）	207	155	187	192	198	179
	死者・行方不明者（人）	92	66	75	70	82	59

【海難定義の見直しについて】

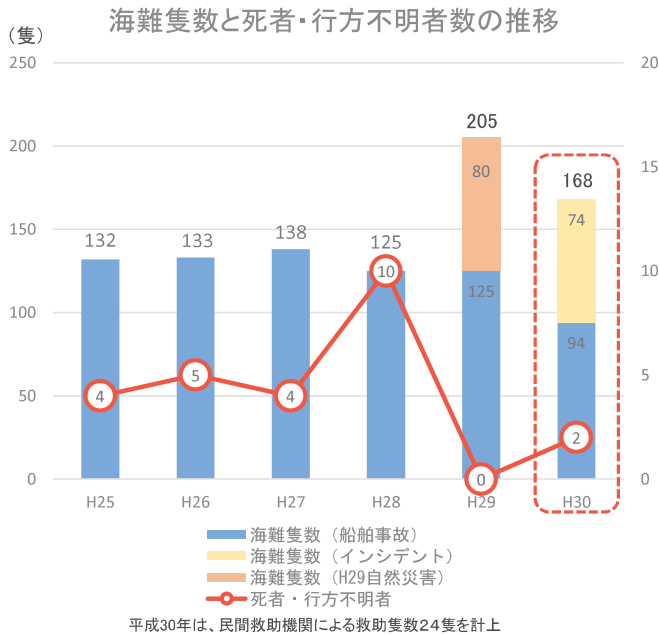
海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数・人数も計上することとしています。

本値は速報値であり、平成30年1月1日～12月25日に発生した海難を集計しています。

# 船舶事故発生状況

- 船舶海難は168隻で、内訳は船舶事故が94隻(うち民間救助機関による救助隻数8隻)、インシデントが74隻(うち民間救助機関による救助隻数16隻)であった。
- 船舶海難に伴う死者・行方不明者は2名であった。



5月4日、京都府舞鶴市沖で、プレジャーボートA丸が無人で転覆しているのが発見された。乗船していた男性2名は、いずれも5月27日までに死亡しているのが発見された。

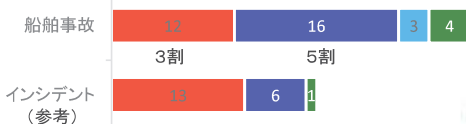


8月24日、京都府宮津市沖の栗田湾で錨泊中の貨物船B号が、台風20号の影響で走錨し、付近の定置網に乗り揚げた。B号は、サルベージ作業船により定置網から離脱した。

## 船舶事故発生状況(位置図)

- プレジャーボートによる船舶事故は50隻で、船舶事故全体の5割を占める。
- 若狭湾海域での船舶事故は、プレジャーボートによる事故が6割、漁船による事故が1割未満である。
- 山陰海域での船舶事故は、プレジャーボートによる事故が3割、漁船による事故が5割である。

海難船舶種別(山陰海域 55隻)

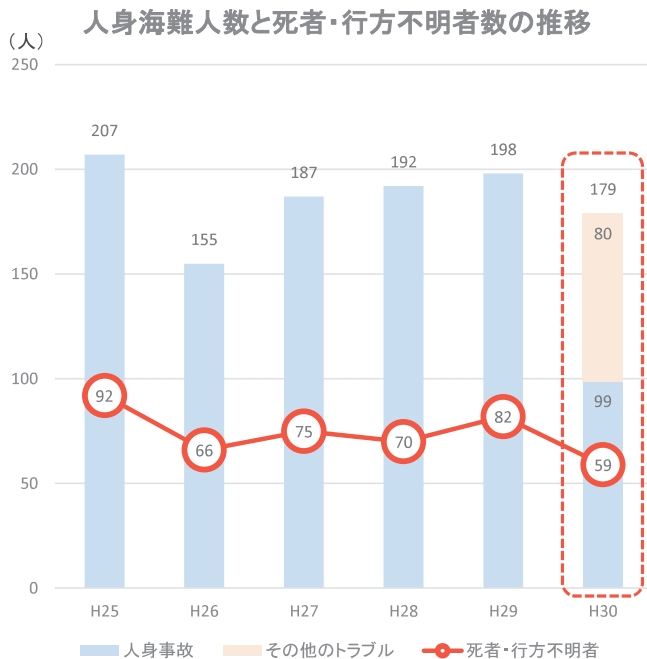


海難船舶種別(若狭湾海域 111隻)



# 人身事故発生状況

- 人身事故人数は99人で、その他の人身に係るトラブルは80人であった。
- 死者・行方不明者数は、前年比で23人減、過去5年間で最少となった。



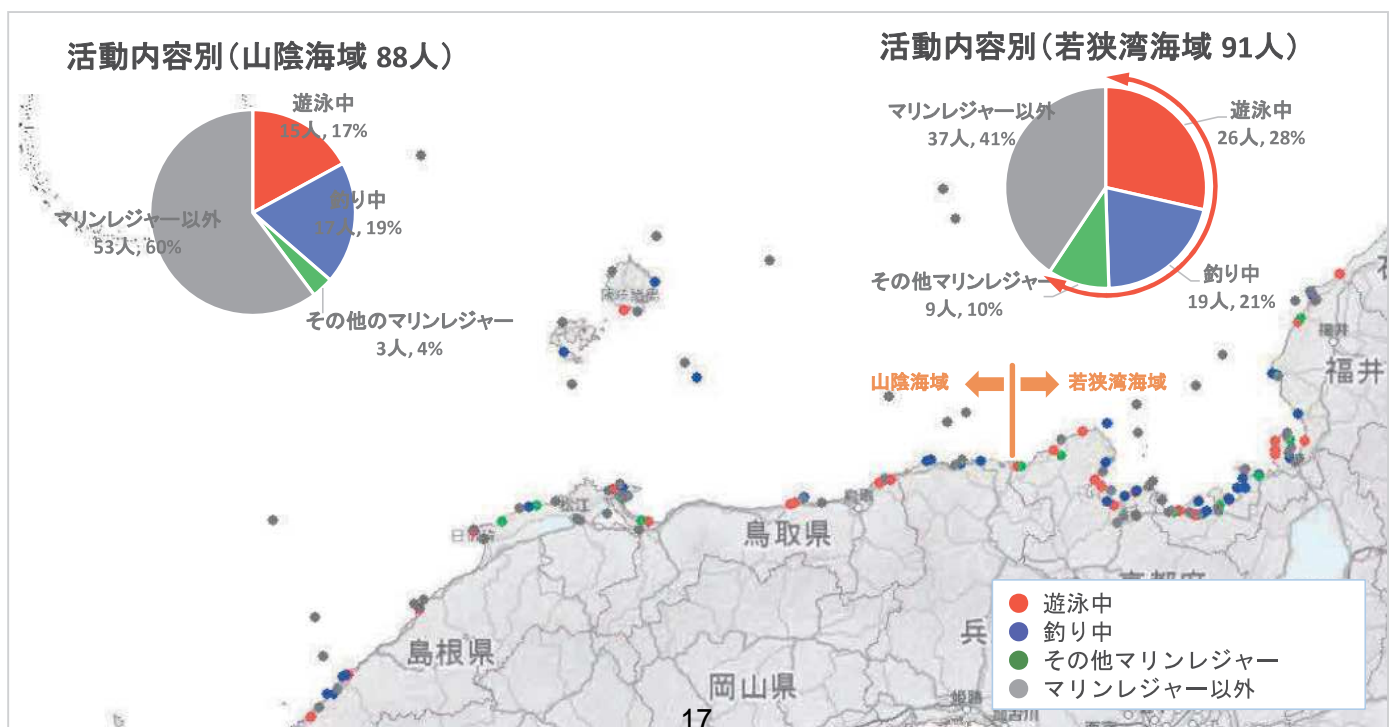
8月14日、京都府舞鶴市の海水浴場で動物型の遊具に乗った8歳女児が風で沖に流され帰浜できなくなった。海岸から数百メートル沖合いで付近航行中のプレジャーボートに救助された。



12月10日、鳥取県鳥取市長尾鼻の磯場で釣りをしていた65歳男性が高波にさらわれ海中転落した。近くで釣りをしていた男性が救助要請し、現場にかけつけた漁船に救助され、病院に搬送されたが死亡が確認された。男性は救命胴衣を着ていなかった。

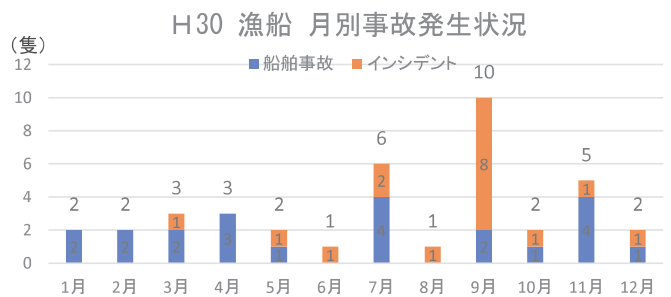
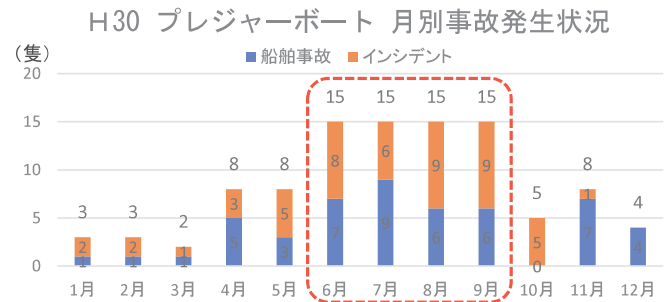
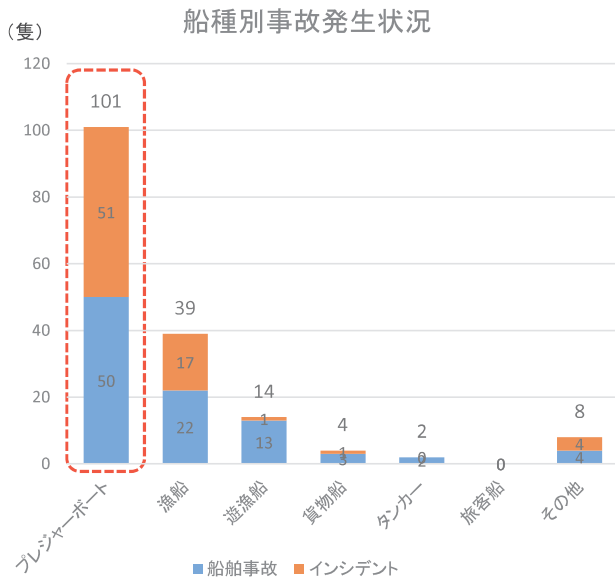
## 人身事故発生状況(位置図)

- 若狭湾海域では、マリネジャー活動に伴う人身事故の割合が高く、約6割を占める。
- 山陰海域では、遊泳中の事故よりも釣り中の事故が多い。



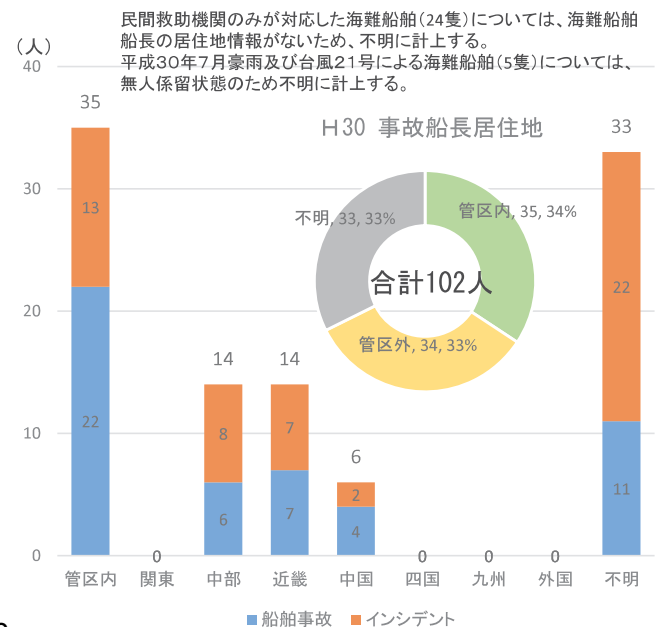
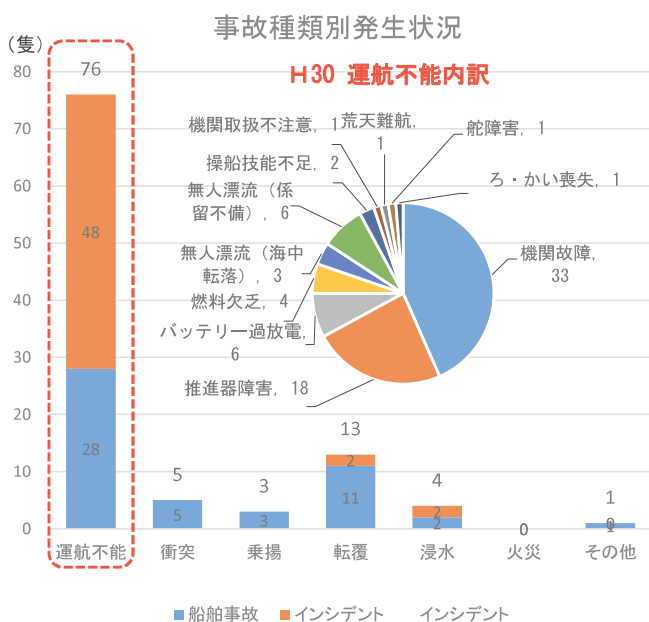
# 船舶事故発生状況

- プレジャーボートによる海難は、船舶事故とインシデントで5割ずつを占める。
- 漁船による海難は、船舶事故が約6割、インシデントが4割を占める。
- プレジャーボート海難の月別発生状況では、夏季期間中に増加した。



## 船舶事故発生状況(プレジャーボート)

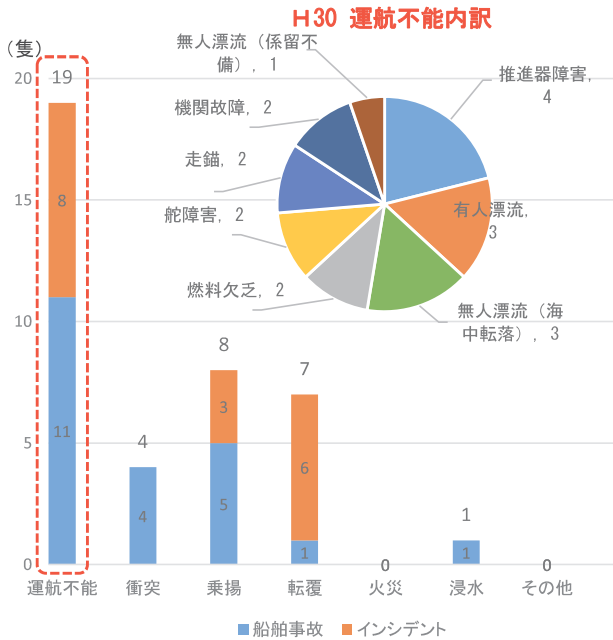
- プレジャーボート事故の種類別では、運航不能(機関故障)が一番多く、運航不能(推進器障害)、転覆、運航不能(バッテリー過放電)の順となっている。
- 船長の居住地は、管区外34人、管区内35人で、数に大きな差はない。
- 管区外の居住地別では、中部地方と近畿地方が同数で一番多く、次いで中国地方の順となっている。



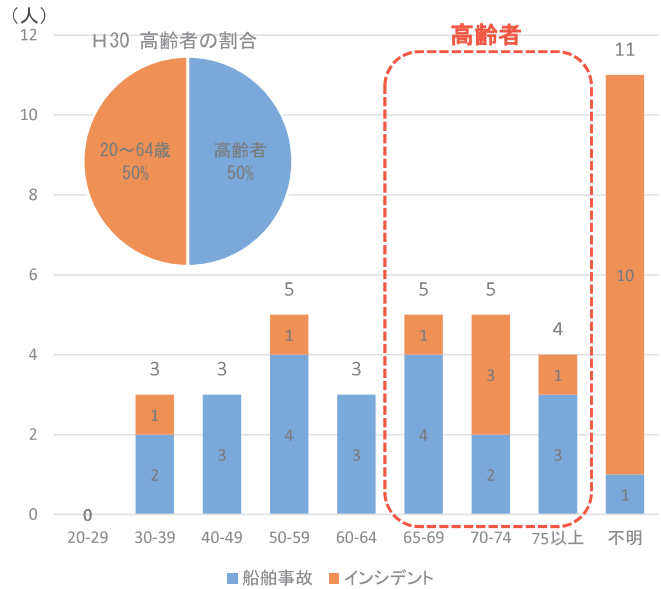
# 船舶事故発生状況(漁船)

- 漁船事故の種類別では乗揚が一番多く、衝突、運航不能(推進器障害)、運航不能(有人漂流)、運航不能(無人漂流(海中転落))の順となっている。
- 船長の年齢層は、約半分が65歳以上の高齢者である。

事故種類別発生状況



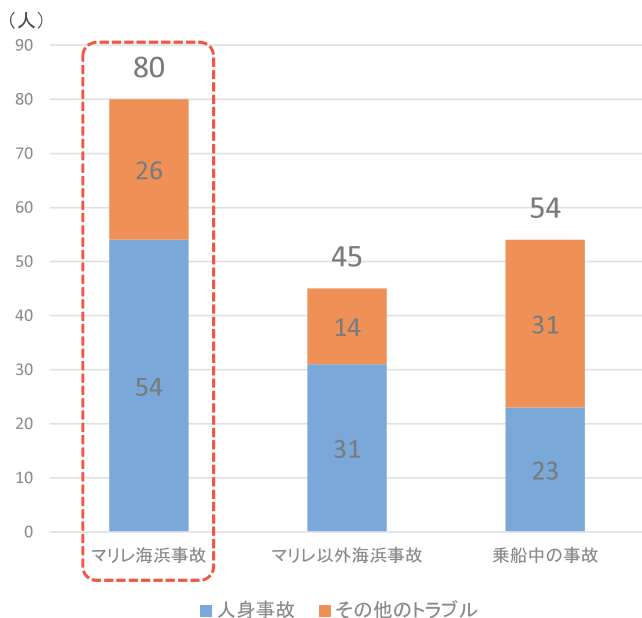
平成30年7月豪雨及び台風21号による海難船舶(10隻)については、無人係留状態のため不明に計上する。



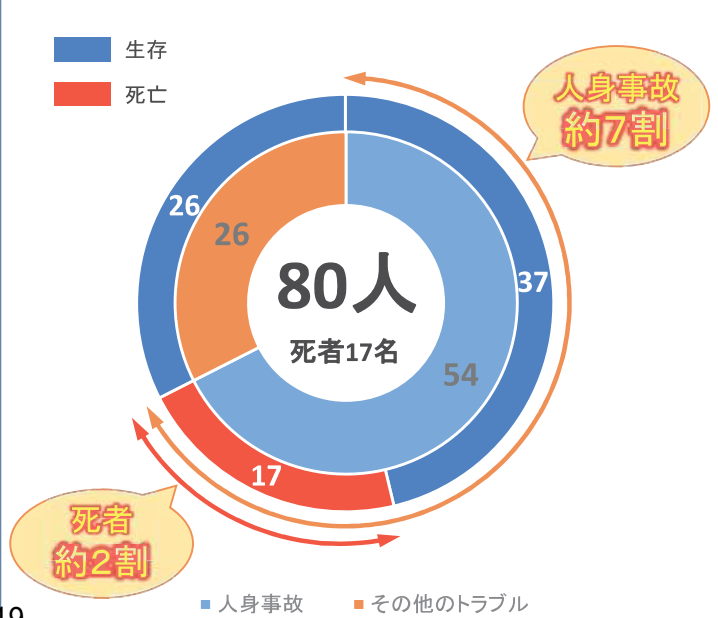
# 人身海難発生状況

- 平成30年中に発生した人身海難は、マリレジャーに伴う海浜事故が最も多い。
- 全体の約7割が人身事故であり、死亡者は、全体の約2割となった。

平成30年 事故区分別人身海難発生状況



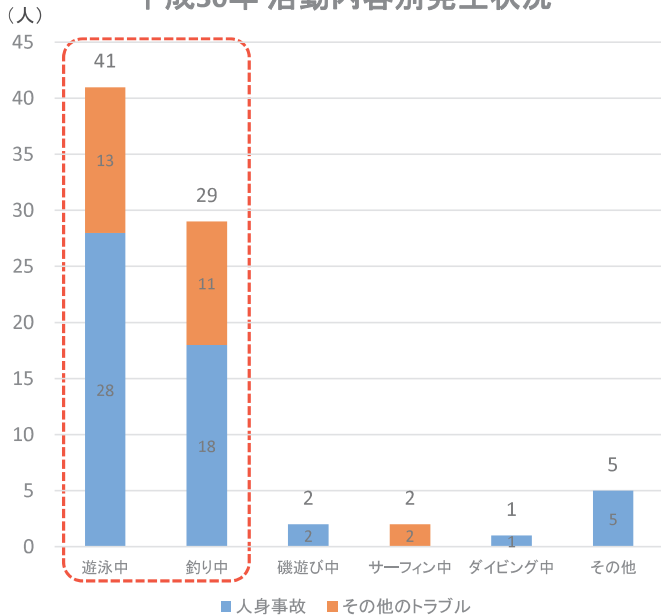
平成30年 マリレ海浜事故死亡者割合



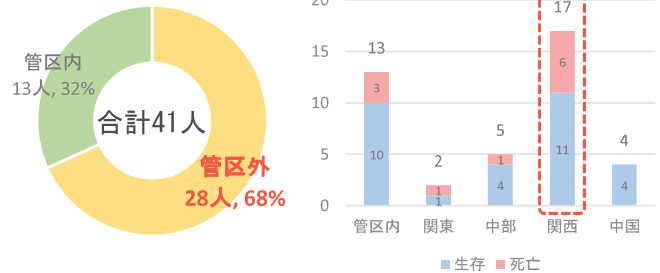
# 人身海難発生状況(マリンレジャーに伴う海難)

- マリレ海浜事故のうち、大きな割合を占めるのが遊泳中又は釣り中の事故であった。
- 遊泳中事故者は約7割が管区外居住者によるものであり、特に関西(京都府、大阪府、兵庫県南部)からの来訪者による事故が多かった。
- 釣り中事故は、7割以上が管区内居住者によるものであった。

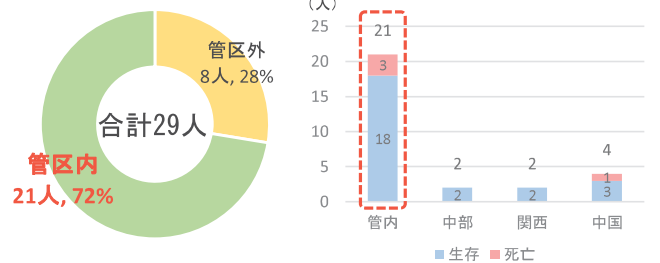
平成30年 活動内容別発生状況



H30遊泳中事故者居住地別発生状況



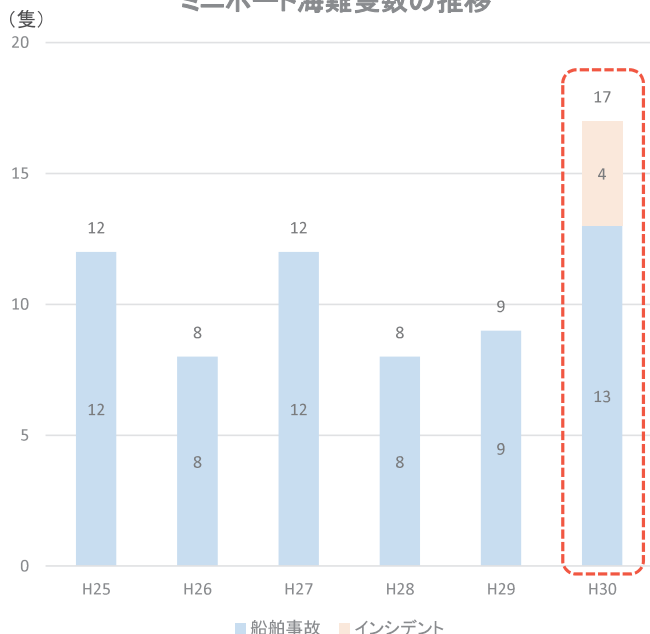
H30釣り中事故者居住地別発生状況



## ミニボート海難発生状況

- ミニボートによる船舶事故隻数は13隻のほか、インシデント4隻である。
- ミニボートによる船舶事故隻数は、過去5年間で最多である。

ミニボート海難隻数の推移



4月30日、男性2名が福井県美浜町沖をミニボートで航行中、波を受けて転覆し、ミニボートに捕まった状態で救助要請があったもの。当時の気象は南の風4.5メートル、波高0.3メートルであった。



12月16日、京都府経ヶ岬沖で、ミニボートに乗った男性から、エンジンが始動できず運航不能であることから救助要請があったもの。当時の気象は南西の風9メートル、波高1メートルであった。

## 【海難定義の見直しについて】

海上保安庁では、平成30年から、より効果的な海難防止対策を講じるため、船舶の運航に関連した損害や具体的な危険が生じたものを「船舶事故」、これらが生じていないものを「インシデント」とし、また、海上又は海中における活動中に死傷者が発生した事故を「人身事故」（自殺、病気等を除く）、これらが生じていないものを「その他の人身に係るトラブル」と定義し、今後は、「船舶事故」・「人身事故」に対策を重点化します。

また、これまで民間救助機関のみにより救助されたものは事故隻数・人数に計上していませんでしたが、近年、民間救助機関の体制が整備、拡大され、その取扱い隻数・人数も増加していることから、海難の現況を正確に把握することで、より効果的な事故防止対策を講じるため、広く情報収集し、本年から民間救助機関のみにより救助された事故隻数・人数も計上することとしています。